

第2章

全体構想

第2章 全体構想

1 将来像とまちづくりの基本理念

(1) 目指すまちの将来像

本市では、豊かな自然のもとで暮らし続けられる「ふるさと」を目指して様々なまちづくりに取り組んできました。そして、長年の悲願であった北陸新幹線飯山駅が平成27年(2015年)3月に開業し、高速交通網を活かした国内外との交流・連携がいよいよ本格的にスタートするなど、まちの土台を作る時代から、まちの個性や魅力に磨きをかけながら人々を呼び込む時代を迎えました。今後は、本市が持つ様々な資源の価値を高め、その魅力を最大限に引き出していくことが重要となります。

『飯山市まちづくり基本計画』では、新たな時代に向けて目指すべきまちのあるべき姿を次のように定めます。

本市が目指す将来像（まちのあるべき姿）

**交流と連携の中で 多様な人々が支えあう
ふるさとのまち「飯山」**

(2) 目指すべき飯山市のポジション

① 世界からみた飯山市のポジション

新型コロナウイルス感染症の影響によって、世界規模で観光需要は大きく落ち込んでいますが、国が進める観光回復の取組を受け、国内外の観光需要は再び高まるものと考えられます。

豊富な積雪、そして天然のパウダースノーを売りにした本市のスキー場は、これまで国内外から高く評価されてきた資源であり、多くの観光客が自由に往来できるようになった際には、世界の人々から「一度は飯山市に行ってみよう」とあこがれてもらえる飯山市になっていきます。

② 国内からみた飯山市のポジション

日本の原風景といえるふるさとの景観、雪とともにある暮らし、様々な種類のアウトドア・スポーツエリアなどを持ち、さらに北陸新幹線によって首都圏へのアクセス性も備えた本市は、大都市圏から移住定住の候補地として選ばれる都市になっていきます。

飯山市で暮らしながら、新幹線を利用して短時間で首都圏や関西圏へ移動、情報通信技術を活用して全国と交流・連携といったように、国内の多くの都市とつながる飯山市になっていきます。

③ 広域からみた飯山市のポジション

長野県・新潟県にまたがる9市町村で進めている広域観光連携では、新幹線飯山駅を有する本市が玄関口となり、情報の発信地ともなっています。市内の多様な観光スポット・レジャースポットだけでなく、周辺市町村の観光資源を一体的なルートで結びつけることで、広域的な観光ポテンシャルを牽引する飯山市になっていきます。

また、高齢者や子育て世代にとって暮らしやすい環境を整備することで、観光の分野だけでなく、周辺他都市から居住地としても選択される飯山市になっていきます。

(3) これからのまちづくりの方向性

これからの本格的な人口減少社会においては、各都市の特性、各地域の暮らしに根ざした創意工夫により、柔軟性と持続性を備えたまちを維持していくための都市戦略が求められます。

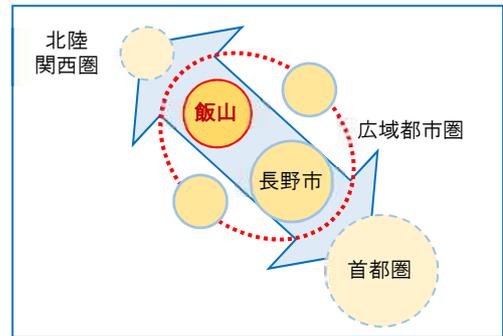
また、都市間・地域間を結ぶ交通網の発達によって人々の日常生活圏は大きく拡大しており、従来の枠組みに捉われない連携が可能かつ必要となっています。

こうした時代潮流を踏まえ、これからのまちづくりは次の3つの点を重視して進めていきます。

① 広域圏レベルの取組による都市の存続

本市のみで人口や都市機能の集積を考えるのではなく、北陸新幹線によって長野及び首都圏、北陸及び関西圏と短時間で往来できる強みも活かし、広域都市圏のレベルの連携や交流により都市を存続させる仕組みを創ります。

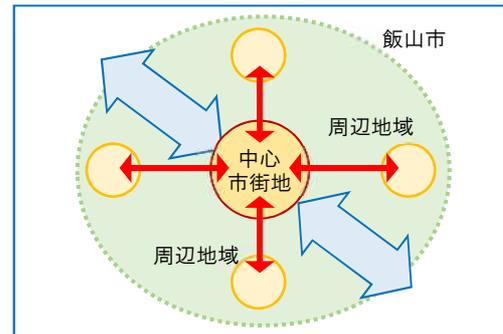
また、定住人口や移住人口だけでなく、本市に継続的に多様な形でかかわる「関係人口」の創出・拡大を通じて、持続可能な地域づくりを進めます。



② 地域間の支え合いによる暮らしの維持

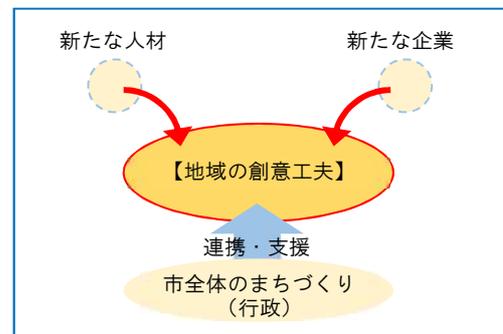
中心市街地と周辺地域が将来にわたって健全に維持・継承されるよう、飯山駅を含む中心市街地と周辺地域を道路、公共交通、情報等様々な手段で結びつけることで、地域間で日常生活を支え合える環境と仕組みを創ります。

特に、人口減少・少子高齢化が進み、地域の伝統行事やイベントの開催、農業や観光等の地域振興が困難となりつつある中山間地では、周辺地域からの応援や地域おこし協力隊による支援など、人のつながりが地域を支える仕組みを創ります。



③ 地域の創意工夫による創造性の向上

全国一律又は市内一律のまちづくりの考え方を地域に押しつけるのではなく、地域に誇りと愛着を感じ、自由な創意工夫によって自らの地域のまちづくりを考え、実行することで、新たな人材や企業を創造する環境と仕組みを創ります。



(4) まちづくりの基本理念

本市が目指す将来像の実現に向け、また、本市のまちづくりにおける課題とこれからのまちづくりの3つの方向性を踏まえ、まちづくりの基本理念（目標）を以下のとおり設定します。

① 市内で暮らし続けられるまちづくり

進学・就職や結婚・出産、高齢化に伴う生活の変化など、住民のライフスタイルが変化しても市内で暮らし続けられるまちづくりを目指します。このため、雇用の場を含めて生活に必要な様々な都市機能を市内で確保するほか、ライフステージに応じた多様な住宅を確保・提供することで、若い世代から高齢者まであらゆる人びとにとって暮らしやすいまちになるよう努めます。

② 既存の資源やストックを長く賢く使うまちづくり

先人達が残した歴史や伝統、人々の協力のもと創り上げてきた都市基盤や優良農地などを受け継ぎ、現在の市街地や集落、山林や農地などを今後も長く賢く使い続けるまちづくりを目指します。このため、これら既存の資源やストックを効率的かつ効果的に使いこなすことで、将来の負担につながる市街地の拡大や公共施設の拡大を減らし、次世代の人々にも健全で美しいまちを残すよう努めます。

③ 厳しさと豊かさを持つ自然と共生するまちづくり

豊かな山々や河川に抱かれた本市は、その一方で豪雪や災害などの自然の脅威とも直面していることを忘れることなく、自然の厳しさと豊かさの両方と今後も上手に共生していくまちづくりを目指します。このため、自然にあらがひ、自然を荒廃させるまちづくりではなく、自然と寄り添い、自然を守り育てるまちづくりを進めることで、市内で暮らす人々の安全性と快適性を高めるよう努めます。

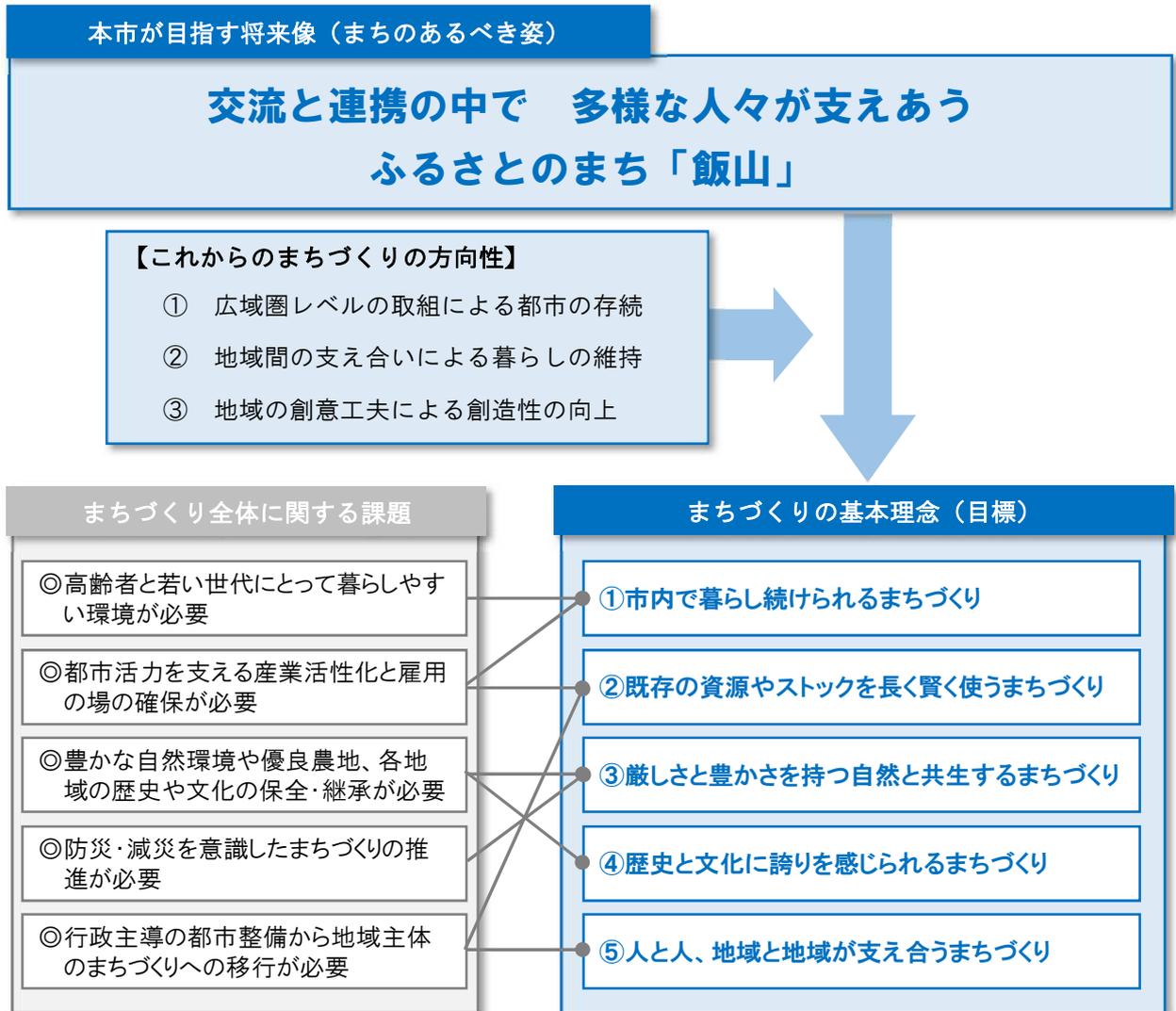
④ 歴史と文化に誇りを感じられるまちづくり

本市を訪れる人々に市の歴史や文化を伝え、新たな活力や価値を創造していくためにも、飯山の歴史や文化を継承しようとする人材が各地域に残り、さらに外からも戻ってくるまちづくりを目指します。このため、長い歴史の中で培われてきた飯山の原風景を守るとともに、飯山らしさを伝える美しいまち並みを形成することを通じて、市内で暮らす人々がまず市の歴史と文化に誇りを感じられるよう努めます。

⑤ 人と人、地域と地域が支え合うまちづくり

同じまちに暮らす人と人、市内の地域と地域が、様々な分野、様々な手段でつながりを持つことができるまちづくりを目指します。このため、道路、公共交通、物流、情報基盤などのネットワークの維持・充実、人々が集うことができる各種施設や広場などの空間の維持・充実に努めるとともに、住民・地域が知恵や力を出し合う機会の拡大にも努めます。

図 2-1 目指すべき将来像とまちづくりの基本理念



2 将来人口

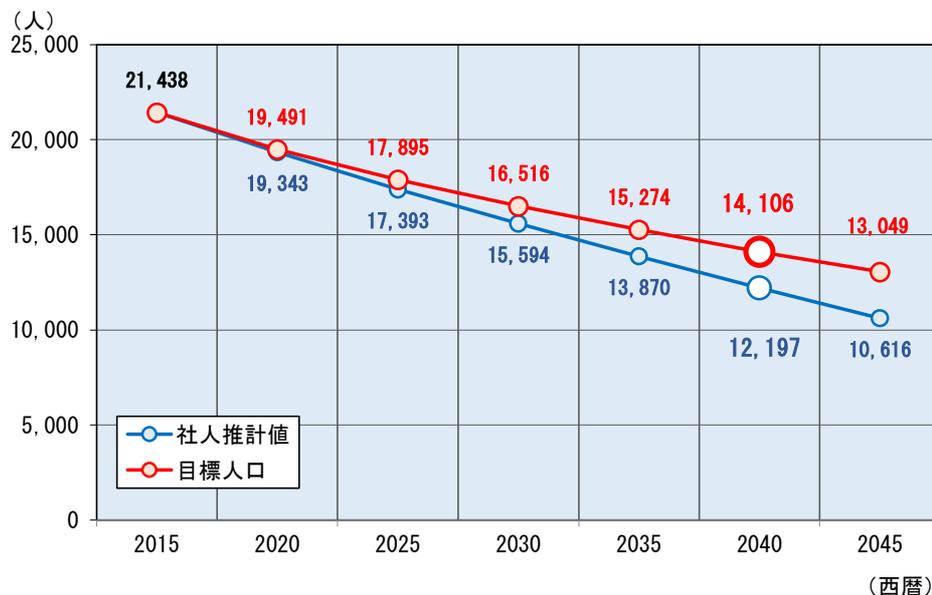
本市の人口は減少傾向のまま推移しており、平成27年（2015年）現在の人口は21,438人となっています。

平成30年（2018年）に国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計では、令和22年（2040年）には12,197人まで減少する見通しとなっています。

一方、令和2年（2020年）に改定された「第2期飯山市総合戦略」の人口ビジョンでは、出生率の改善や移住定住施策の推進などに取り組むことで、令和27年（2045年）の目標人口を13,000人と掲げています。

「飯山市まちづくり基本計画」では、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口を考慮して分析や検討をしつつ、人口ビジョンで掲げている目標人口（令和22年時点で14,106人）の達成に向けて、市街地及び都市基盤の整備、まちなか居住の推進などの施策を推進していくこととします。

図2-2 将来目標人口



(資料：第2期飯山市総合戦略、日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）)

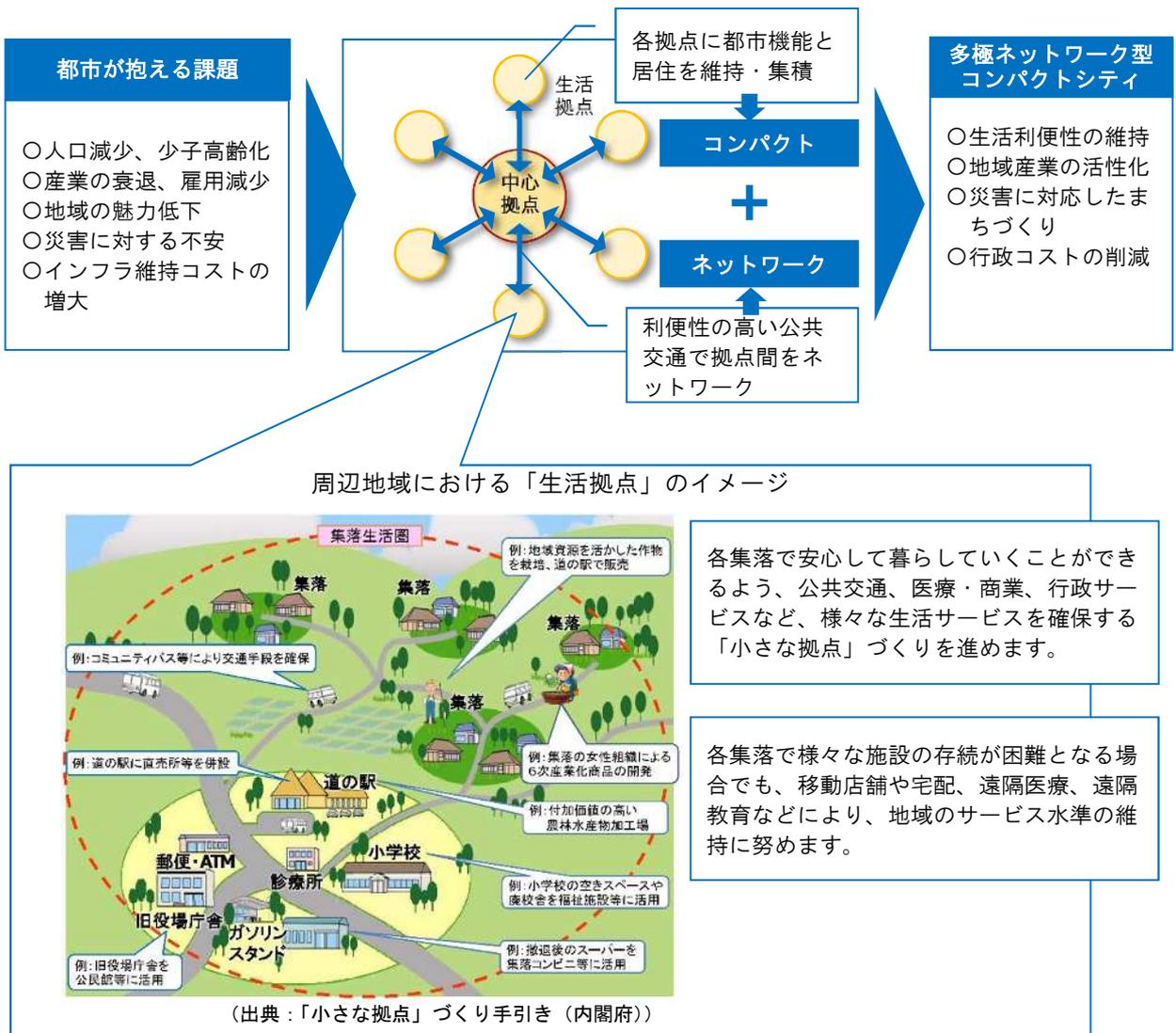
3 将来都市構造

(1) 都市構造の基本的な考え方

人口減少社会において地域の活力を維持・強化するために、中心拠点の人口密度を維持し都市機能の集約を行うとともに、集落維持に必要な施策を打つことで、市域全体が持続可能な都市構造となることを目指します。

そして、中心拠点と周辺集落がしっかり結ばれる「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の形成のために、将来にわたって都市機能を維持・集約する「拠点」、公共交通と道路のネットワークによって広域間及び拠点間を結びつける「連携軸」、そして土地利用の骨格区分となる「ゾーニング」を設定します。

図 2-3 多極ネットワーク型コンパクトシティのイメージ



(2) 拠点の設定

市の中心であり広域的な交通結節点ともなる飯山駅周辺に「中心拠点」を配置するほか、比較的多くの都市機能が集積する戸狩野沢温泉駅周辺に中心拠点を補完する「北部拠点」を配置します。その他の各地区にも、地区住民の生活に必要なサービス機能を確保するための「生活拠点」を配置します。さらに、本市の都市活力を牽引する拠点として、産業施設の集積を進める「工業拠点」と、観光・レクリエーション施設の集積を進める「観光拠点」を配置します。

表 2-1 拠点の種類と設定方針

種類	設定方針
中心拠点	飯山駅を含む中心市街地に「中心拠点」を設定し、本市の中核的な都市機能の集積を図ります。
北部拠点	戸狩野沢温泉駅周辺に「北部拠点」を設定し、北部地域の生活利便性等を補完するための都市機能の集積を図ります。
生活拠点	都市機能が集積しているエリア、鉄道駅周辺、幹線道路結節点など、利便性とアクセス性を備えたエリアを対象として「生活拠点」を設定し、各地区の生活を支える身近な生活サービス機能の集積を図ります。
工業拠点	既存の東栄工業団地、木島工業団地、南原工業団地、長峰工業団地、戸狩工業団地を「産業拠点」と設定し、今後も積極的に産業の維持・集積を図ります。
観光拠点	戸狩温泉スキー場、斑尾高原、北竜湖周辺、飯山城址公園～飯山駅周辺、道の駅周辺を「観光拠点」と設定し、国内外から多くの人々を迎え入れる環境整備を図ります。

(3) 連携軸の設定

長野・首都圏方面及び北陸・関西圏方面との広域的な連携を強化し、この広域連携を市内各地へと効果的に波及させていくために、高速交通網によって形成される「広域連携軸」と、市内の道路及び公共交通ネットワークによって形成される「地域連携軸」を配置します。

表 2-2 連携軸の種類と設定方針

種類	設定方針
広域連携軸	本市と大都市圏等を結ぶ高速交通網（北陸新幹線と上信越自動車道）を「広域連携軸」と設定し、広域的な連携をさらに拡大するために強化・充実を図ります。
地域連携軸	飯山駅を結節点として、JR 飯山線、国道 117 号等によって南北方向に連絡するネットワーク全体を「地域連携軸」と設定し、これらを骨格とする市街地形成や拠点間の連携を促進するために強化・充実を図ります。

(4) ゾーニング

これまで基盤整備を進めてきたコンパクトな市街地を維持するとともに、周辺の農地や集落、山林等の田園環境及び自然環境の保全を図るため、市の土地利用の骨格となるゾーニングとして、「市街地ゾーン」「農地・集落ゾーン」「山林ゾーン」に区分します。

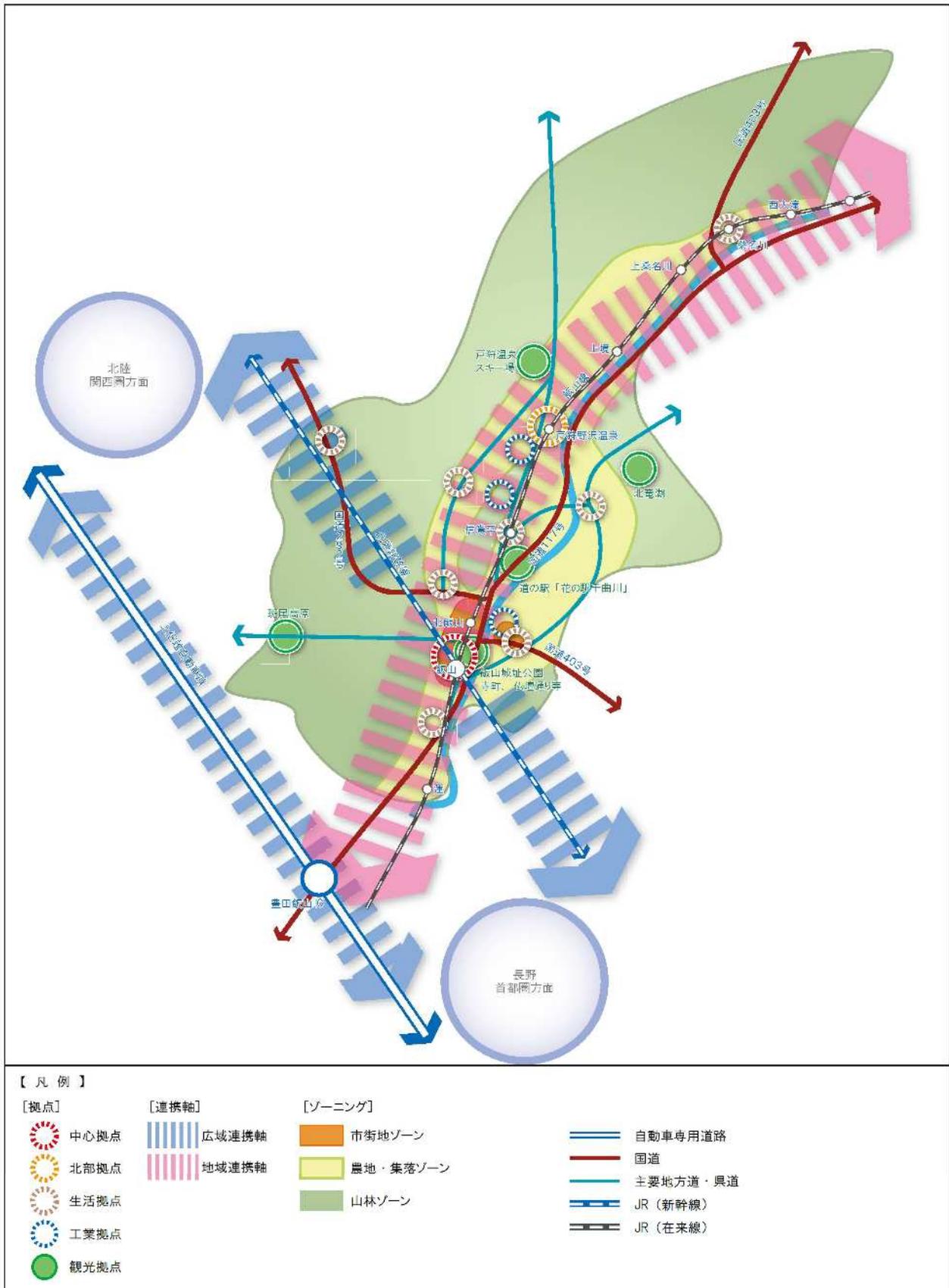
表 2-3 ゾーニング区分と設定方針

区分	設定方針
市街地ゾーン	現在の用途地域は「市街地ゾーン」に設定し、都市的土地利用及び都市基盤施設の維持を図ります。
農地・集落ゾーン	市街地形成軸上に位置する平野部の農地・集落は「農地・集落ゾーン」に設定し、優良農地の保全と集落の田園環境の保全を図ります。
山林ゾーン	市街地に隣接する丘陵地及び背後の山林一帯は「山林ゾーン」に設定し、豊かな自然環境の保全を図ります。

図 2-4 拠点と軸の配置イメージ



図 2-5 将来都市構造図



4 都市整備方針（分野別方針）

4-1. 市内で暮らし続けられるまちづくり

（1）良好な住環境の確保と雇用の場の確保

① 良好な居住環境の整備・保全

市街地内の住宅地には、居住環境保全を目的とする住居系用途地域を指定し、特に居住環境保全の重要性が高い地区、地域住民の合意形成が可能な地区では、地区計画を活用したきめ細かいまちづくりルールの適用を推進します。一方、今後新たな住宅整備を予定しない区域については、用途地域の指定解除を検討します。

住宅地のうち、立地適正化計画に基づく「まちなか居住推進区域」を中心とするエリアについては「一般住宅地」と位置づけ、空き地や空き家の有効活用も図りつつ、利便性と安全性を備えた良好な住宅地の形成を目指します。なお、用途地域外のうち、飯山駅周辺の利便性等を生かして積極的に移住・定住を進めるエリアも「一般住宅地」に位置づけ、計画的な住宅開発に向けた用途地域の指定拡大を検討します。

市街地西側の丘陵地に形成された戸建住宅地については「低層住宅地」と位置づけ、周辺の自然環境等と調和したゆとりある住宅地の形成を目指します。

これら住宅地で今後増加が予想される危険な空き家（特定空き家等）については、所有者への助言・指導等も行いつつ、必要性や緊急度に応じて除却を促します。

② にぎわいのある商業地の形成

飯山駅周辺から上町、本町、仲町等へとつながる商業集積地については「中心商業地」と位置づけ、既存の商業機能の維持と新たな商業機能の集積によって、自家用車を利用しなくても暮らし続けられるための商業地の形成を図ります。また、中心商業地では、歴史ある町並みや寺院、雁木等の観光資源を生かしながら、買い物客だけでなく観光客も散策するような、賑わいと魅力を備えた空間形成を目指します。

用途地域外で大規模商業店舗が立地・集積する国道117号及び県道上越飯山線沿道については「沿道商業地」と位置づけ、中心商業地との役割分担を前提としつつ、自家用車による利用、または近隣市町からの利用を中心に商業機能の維持を図ります。

また、戸狩温泉スキー場や斑尾高原における観光商業集積地については「観光商業地」と位置づけ、観光・レジャーの振興と連携しながら、宿泊・観光施設の維持・活性化を図ります。

これら商業地で増加している廃業店舗に関しては、空き店舗を活用した起業支援をはじめとして、事業者の育成・活動支援に努めます。

③ 雇用の場を生む産業基盤の確保

市民が働く場の確保・増大を図るため、市内の工業団地及び工業系用途地域を「工業地」と位置づけ、企業誘致や既存企業の拡張等を積極的に推進します。

このうち、東栄工業団地、木島工業団地、南原工業団地、長峰工業団地、戸狩工業団地においては、企業がより進出・拡張しやすい環境を整備するほか、既存の企業が撤退せずに操業し続けられるような環境づくりに努めます。

その他の工業系用途地域については、現在の土地利用の実態や地域住民の意向等も反映しながら、住居系と工業系の用途区分の見直しも検討し、住工混在を生じさせることなく新たな産業集積を促進できる環境づくりに努めます。

(2) 田園地帯や中山間地における集落地の環境保全

① 集落地におけるコミュニティ維持

市街地周辺から中山間地にかけて形成されている「集落地」については、各地区のコミュニティ維持のために、拠点となるコミュニティ施設や公民館等の集会施設を中心に、商業や医療などの生活に必要なサービス機能や公共交通の維持に努めます。

また、豊かな自然環境を生かしたグリーンツーリズムの展開、北陸新幹線を生かした国内外からの地域交流人口の増大を図るとともに、交流人口の増加が定住人口の増加へとつながっていくよう、移住定住の取組を推進します。

② 無秩序な開発の抑制

市街地周辺や幹線道路沿道に位置する集落地・農地では、住宅や商業施設の無秩序な立地が進む可能性があるため、今後の開発動向を把握しつつ、将来の健全な市街地形成や良好な自然環境・田園環境の保全の観点から、必要に応じて適切な土地利用規制の導入を検討します。

特に、既に多くの商業施設が立地する沿道商業地及びその周辺については、用途混在による景観の悪化、居住環境の悪化を未然に防止するためにも、特定用途制限地域や用途地域の指定の必要性について検討を行います。

(3) 地域間を連絡する移動手段の確保

① JR 飯山線の利用促進

北陸新幹線に接続する JR 飯山線は、近隣市町村と連絡する重要な基幹公共交通であることから、各地区に連絡するバス等との接続の改善、駐車場・駐輪場の確保も含めた乗換利便性の改善、鉄道駅周辺における生活サービス機能の維持等を通じて、利用者の維持・増加に努めます。

② 市街地内の利便性を高めるためのバス運行の充実

高齢化の進行に伴い、公共交通の役割は今後さらに重要になることから、多くの人々が暮らす市街地内を循環するバス運行の充実を図ります。

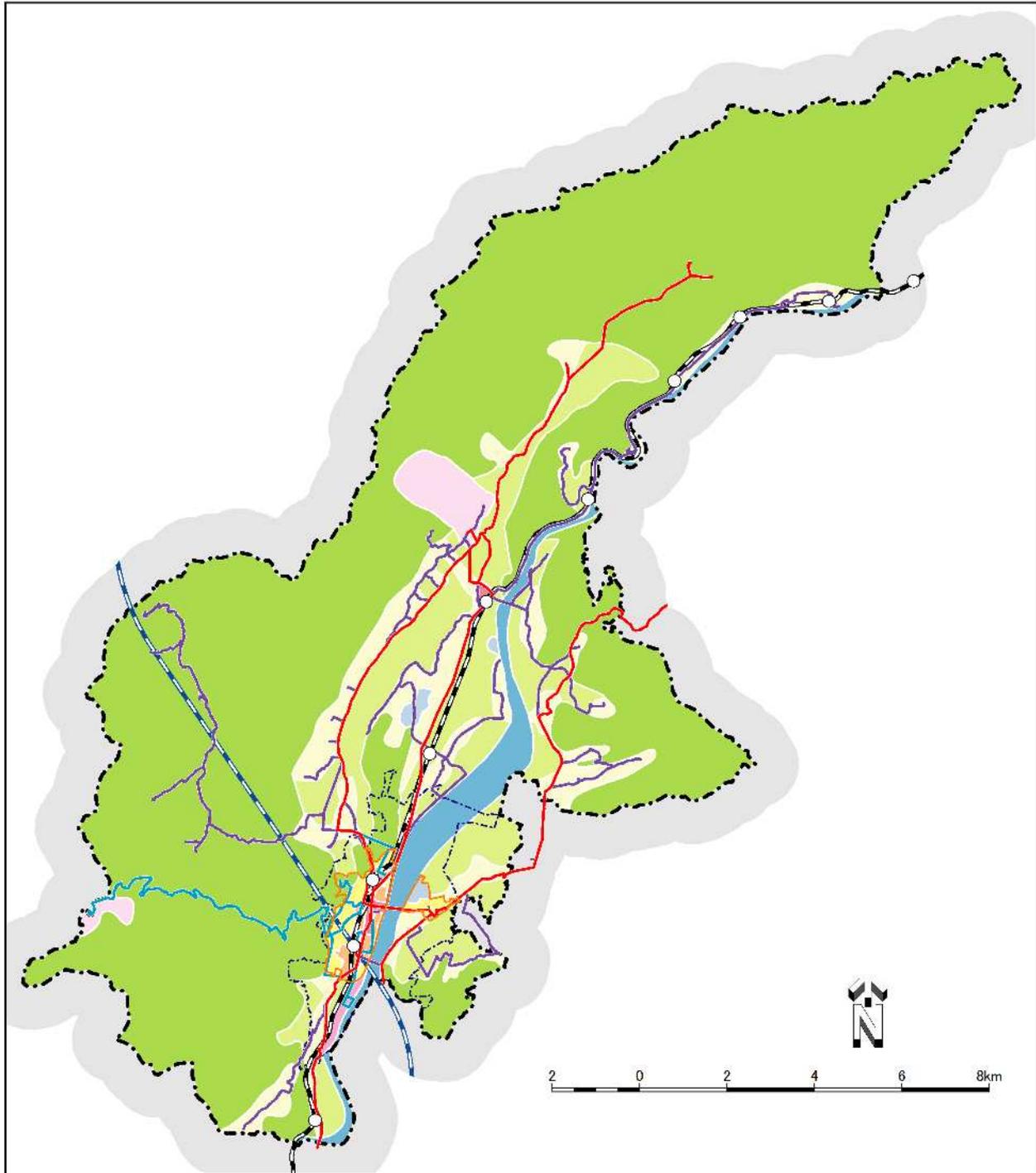
特に、中心市街地に指定する「まちなか居住推進区域」内では、飯山駅を起点として各地域に連絡するバス路線が重複している強みも生かし、運行水準の高いバスサービスの維持・充実に努めます。

③ 地域特性に応じたバス・タクシー運行の充実

周辺の集落地と中心市街地を結ぶ公共交通については、地域の利用実態やニーズ等も踏まえつつ、地域特性に応じてコミュニティバスや乗合タクシーの運行維持に努めます。

特に、高齢化が顕著な中山間地等では、自家用車を利用できない高齢者の利便性を確保する観点から、自宅からバス停までの移動支援も重要になることから、一人乗り電動自動車などの先進技術導入も視野に入れつつ、きめ細かい移動手段の確保を目指します。

図 2-6 土地利用と公共交通の配置方針図



【 凡 例 】

土地利用区分

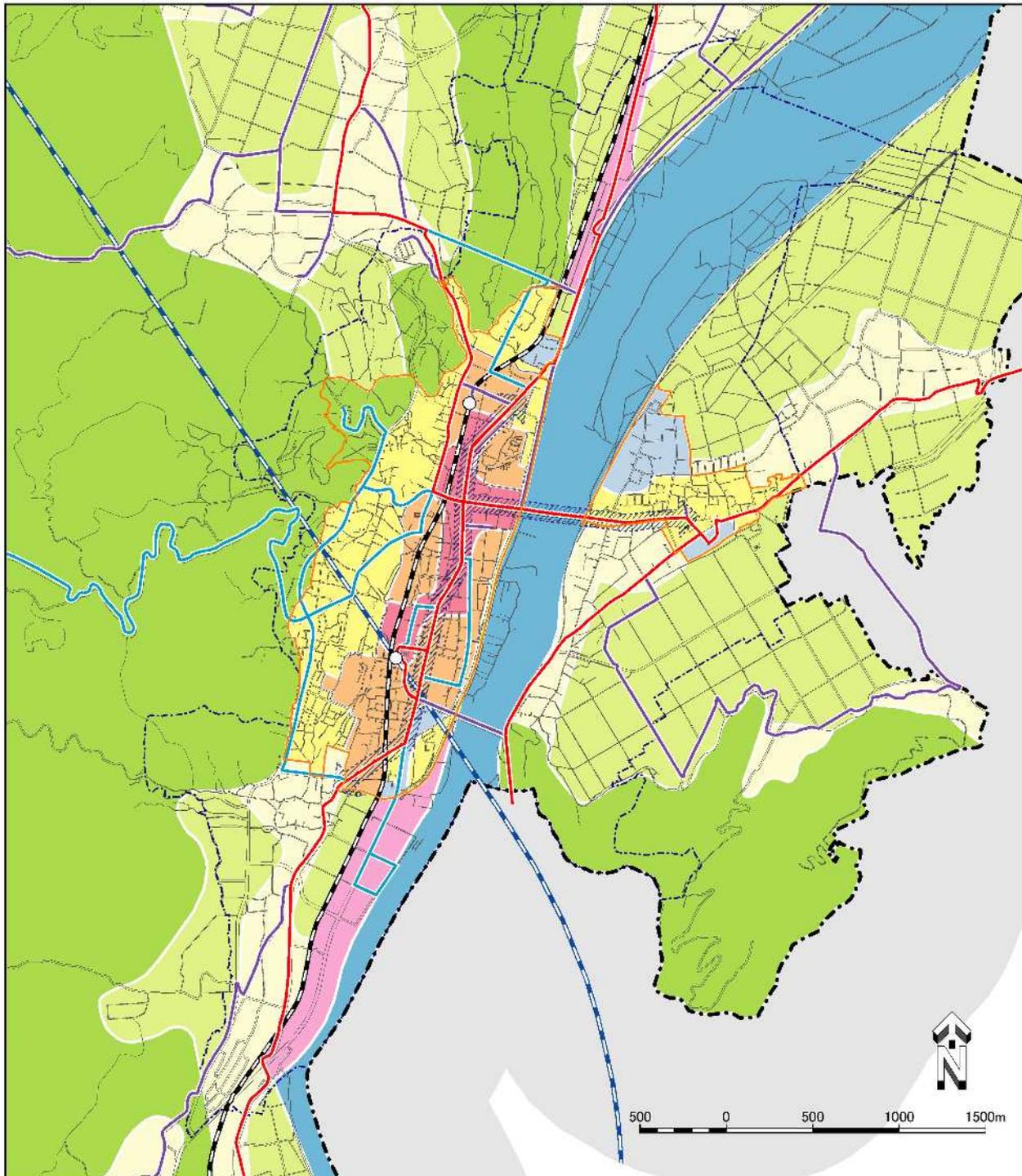
- | | |
|---------|------|
| ■ 低層住宅地 | ■ 農地 |
| ■ 一般住宅地 | ■ 山地 |
| ■ 中心商業地 | ■ 河川 |
| ■ 沿道商業地 | |
| ■ 観光商業地 | |
| ■ 工業地 | |
| ■ 集落地 | |

主な公共交通手段

- | |
|------------|
| — 路線バス |
| — コミュニティバス |
| — 乗り合いタクシー |

- | |
|----------|
| ⋯ 行政区域 |
| ⋯ 都市計画区域 |
| ▭ 用途地域界 |

図 2-7 土地利用と公共交通の配置方針図（都市計画区域内）



【 凡 例 】

土地利用区分

- 低層住宅地
- 一般住宅地
- 中心商業地
- 沿道商業地
- 観光商業地
- 工業地
- 集落地
- 農地
- 山地
- 河川

主な公共交通手段

- 路線バス
- コミュニティバス
- 乗り合いタクシー
- 市街地内で維持・充実を図る公共交通

- 行政区域
- 都市計画区域
- 用途地域界

4-2. 既存ストックを長く賢く使うまちづくり

(1) 既存ストックの適正な維持管理・更新

① 計画的な維持管理による施設の長寿命化

これまで整備してきた道路、公園、上下水道等のインフラ施設、及び各種公共施設については、公共施設等総合管理計画と連携しながら、施設配置の適正化、維持管理コストの縮減に向けた計画的な統廃合・総量の縮減を進めます。

このうち、今後も利活用する既存ストックについては、定期的な点検、適切な維持管理や修繕等により、施設の劣化防止及び長寿命化を図ります。

なお、都市施設として計画決定された、汚物処理場、卸売市場、火葬場、ごみ処理場、終末処理場については、長寿命化・耐震化等の対策を通じて今後ともその機能の維持・向上を図ります。

② 財政負担の少ない効率的な施設管理

整備が完了した下水道に関しては、農業集落排水施設を公共下水道施設に統合することで維持管理及び処理コストの削減を図るほか、長期的な土地利用動向や施設の劣化状況等も考慮しながら、効率的な経営管理体制の構築を図ります。

既存の公園や広場等に関しては、利用者のニーズに応じた利活用、地域住民の集いの場としての活用を図る観点から、地域住民や事業者等が主体となって整備・維持管理を行う体制づくりを進めます。

(2) 既存ストックを活用した健全な市街地・集落の維持

① 中心市街地等における居住人口の維持

飯山駅周辺を含む中心市街地に集積する、商業、医療、福祉、文化等の各種都市機能の維持・強化のため、立地適正化計画に基づく「都市機能集積区域」を設定することで民間施設の立地誘導を図るほか、公共施設等総合管理計画と連携して公共施設の維持に努めます。

また、これら都市機能を支える居住人口を確保する観点と、基盤整備済みの利便性の高いエリアを有効活用する観点から、「都市機能集積区域」及びその周辺に「まちなか居住推進区域」を設定し、居住支援に向けた各種支援を実施します。

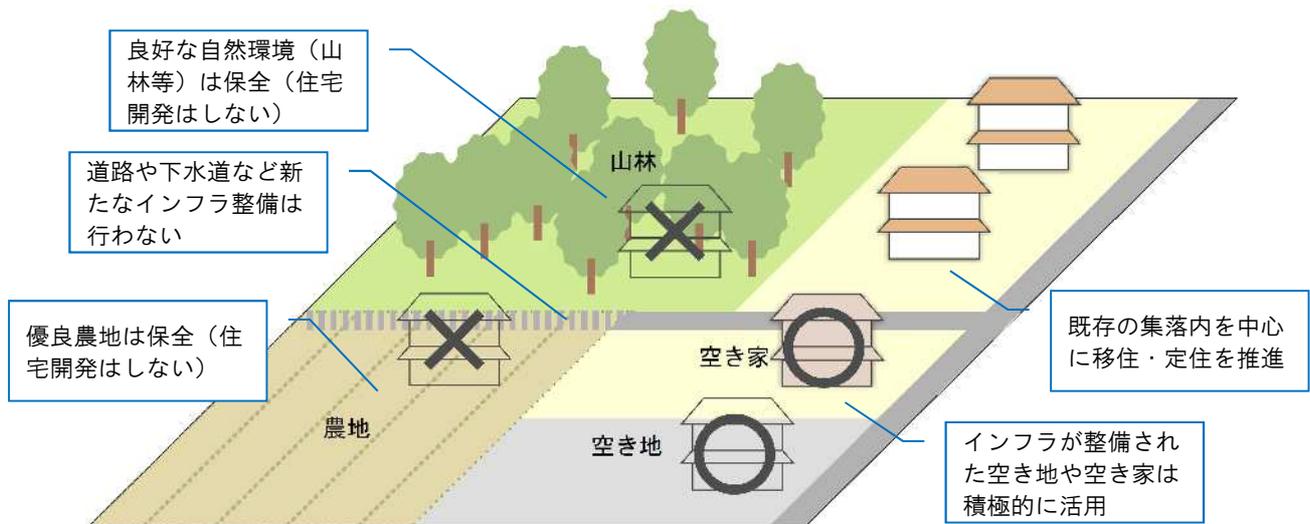
特に、定住促進に向けた土地利用誘導を目的に住居系用途地域へ変更を行った飯山駅南側の北畑地区に関しては、低未利用地を計画的に活用しつつ、良好な居住環境の形成を目指します。

② 新たな負担を伴わない定住・移住の促進

都市活力の維持、地域コミュニティの維持の観点から、今後も定住・移住の増加に向けた各種取組及び支援を実施します。ただし、新たなインフラ等の整備や除雪等に係る負担を増加させないよう、空き家や空き地など既存ストックを有効活用した定住・移住を進めます。

このため、市街地では「まちなか居住推進区域」内への定住・移住を促進し、中山間地を含む集落地では、地域の意向や取組とも連携しつつ、定住・移住の候補地を検討します。

図 2-8 新たな負担を伴わない移住・定住のイメージ



（3）選択と集中による効果的な新規施設整備

① 市街地の骨格となる都市計画道路の整備

健全な市街地形成や地域間の連携強化など、本市の都市構造を形成する上で必要な道路については、新たな都市計画決定も含め、今後の整備の必要性及び方向性について検討を行います。

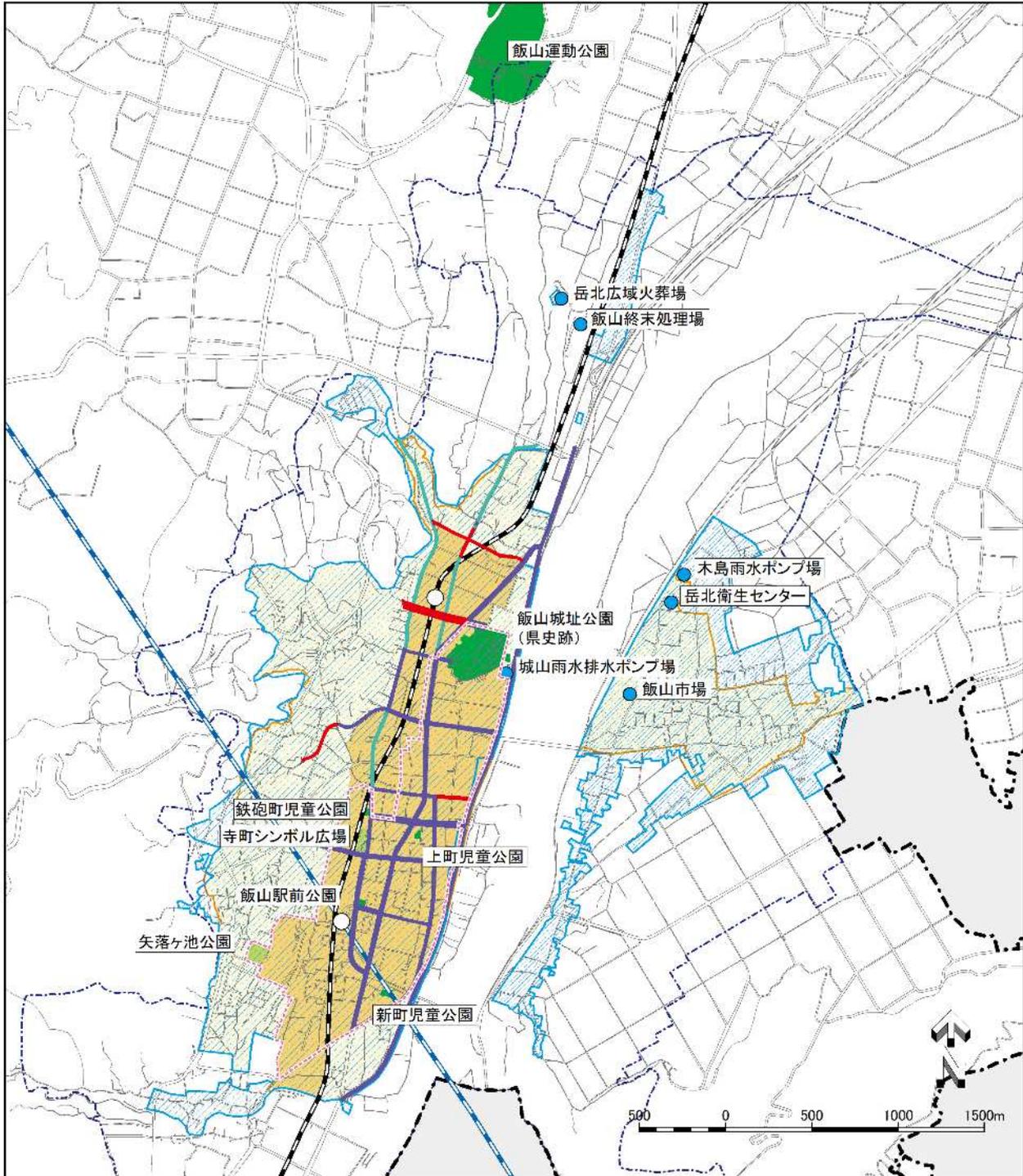
なお、都市計画決定後未整備のままとなっている都市計画道路については、今後の市街地形成の見通しや自家用車及び歩行者等の通行量の見通しなども十分考慮しつつ、今後の整備の必要性及び方向性について検討を行います。

② 多くの人々に利用される都市公園の整備

飯山城址公園、飯山運動公園をはじめ、既存の公園・広場については、市民や観光客の利用ニーズ、商業・観光等の取組みも踏まえて、より多くの人々に利用してもらえるような整備・拡充に努めます。

また、地域が抱える防災性向上、コミュニティ維持などの課題解消にもつながるよう、それぞれの公園が担う役割や機能に応じた整備・拡充を進めるほか、地域住民との協働による維持管理やリニューアルも含めて、地域住民が利用しやすい公園づくりを目指します。

図 2-9 既存ストックの活用方針図



【 凡 例 】

市街地区分

- 用途地域（既存の市街地）
- まちなか居住推進区域
- 都市機能集積区域

都市施設（既存ストック）

- 都市計画道路
 - 整備済
 - 概成済
 - 計画（未整備）
- 都市計画公園
- 都市公園（条例公園）
- 公共下水道（都市計画決定区域）
- その他の都市施設

- 行政区域
- 都市計画区域

4-3. 厳しさと豊かさを持つ自然と共生するまちづくり

(1) 豊かな自然環境の保全と活用

① 森林及び河川の保全と適正管理

市街地を取り囲む山地・丘陵地については、自然環境の保全を基本としつつ、森林資源の有効活用、自然の恵みを生かした観光・レクリエーションの振興など、自然と共生する地域として活用を図ります。

市の南北に流れる千曲川については、市街地に近接する自然環境として保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮した多自然型の川づくりを進めます。

② 優良農地の保全

集团的な優良農地については、農用地区域指定により計画的な保全を図るとともに、集落営農の組織化、担い手となる農業者・経営体等の育成、担い手への農地集積を通じて、耕作放棄地の拡大防止、優良農地の利活用を促進します。

また、付加価値の高い農業を目指し、農業施設、生産基盤等の整備と併せて、経営合理化と規模拡大による生産性の向上を図ります。

③ 自然と調和する観光拠点の形成

市内の山地や河川においては、豊かな自然環境の保全・共生を前提としつつ、スキーやラフティング等のアウトドアスポーツの振興に向けて、各種スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実を図ります。

このうち、主な観光拠点とその周辺地域では、美しい風景を残す観光空間の形成のために、観光施設以外の建築行為や開発行為も含めて、周囲の自然環境及び自然景観と調和するよう努めます。特に、観光拠点内では、来訪者が歩いて楽しめるよう、もてなしを感じる屋外広告物の掲出に取り組みます。

なお、本市の観光拠点の多くは都市計画区域外に位置しているため、今後無秩序な開発が進む可能性がある場合は、都市計画区域への編入又は準都市計画区域の指定により、建築物等の規制・誘導を行うことも検討します。

(2) 自然災害リスクの低減

① 浸水対策の強化

千曲川及びその他の中小河川については、局地的集中豪雨に伴う氾濫水害の危険性が高いことから、管理機関及び水防関係機関と協力して危険箇所の点検を行うとともに、河川改修未整備箇所における河川改修促進、及び無堤防地区の解消を図ります。

また、内水の危険性が高い市街地においては、内水排除施設の機能維持を図るとともに、防災調節池・調整池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置などにより、保水・遊水機能の強化を図ります。

第2章 全体構想

なお、著しい浸水被害のおそれのある区域については、「まちなか居住推進区域」から除外するなど、新たに都市的土地利用を誘導しないよう努めます。また、浸水想定区域内の既存住宅地では、地域住民に対して災害リスクの周知を徹底し、早期の避難が可能となるように事前の準備や訓練を徹底します。

② 土砂災害対策の強化

市内の丘陵地・山地には土砂災害のおそれのある区域が多く分布しており、これらの一部には市街地や集落地も含まれています。このため、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定及び周知を徹底するとともに、これら区域は「まちなか居住推進区域」から除外するなど、新たな宅地開発の抑制に努めます。

なお、土砂災害特別警戒区域では、建築物の構造規制の徹底、区域外への移転に関する支援等により、土砂災害による甚大な被害発生を軽減を図り、土砂災害警戒区域では、地域住民に対して災害リスクの周知を徹底し、早期の避難が可能となるように事前の準備や訓練を徹底します。

③ 除雪対策の強化

雪による生活や経済への影響を軽減するため、多くの自家用車及びバス等が通行する主要幹線道路及び幹線道路については、関係機関に散水消雪、無散水融雪、防雪施設、歩道除雪等の対策を要望します。

除雪事業については、除雪機械の増強・更新を図るほか、低未利用地も活用しながら、雪の突き出し場、堆雪場の確保を図ります。また、市街地内の散水消雪、無散水融雪については、井戸の老朽化、管の閉塞等がみられることから、計画的な更新事業を行います。

特に、中心市街地をはじめ多くの人々が暮らす市街地内では、冬でも快適に暮らすことができる環境づくりを目指し、空き地を活用した雪捨て場の確保、消雪パイプの整備や流雪溝の維持管理、屋根融雪やロードヒーティングの導入を進めます。

④ 雪に強い住まいづくりの推進

冬の生活を快適に過ごすため、さらに、雪下ろし等による事故を防ぐために、寒さを感じさせない住宅、雪下ろしをしない住宅や雪下ろしの回数を極力減らせる住宅など、住宅の克雪対策を推進します。

⑤ 建物耐震化の促進

今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守るため、市内の住宅・建築物の耐震性の向上を図ります。このうち、民間の住宅・建築物については、所有者の自助努力による耐震化や防災対策が不可欠となるため、耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策を構築していきます。

(3) 災害が起きた場合の備えの充実

① 避難地・避難場所の確保及び整備充実

浸水、土砂災害、延焼火災など、様々な災害の発生を想定し、地域住民が安全に避難できるよう、災害の種類や規模に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び整備を行います。

また、今後整備又は改修を行う公園緑地や公共施設については、避難場所・避難所として利用できるよう、耐震化や植樹帯の設置、備蓄倉庫の設置などにより防災機能の向上を図ります。

指定避難場所では、高齢者・障害者等がいる家族の避難も考慮し、自動車による避難や車中避難のための駐車場の確保、トイレ、冷暖房、エレベーター、情報通信施設などの施設・設備の改善を進めます。

② 災害に強い道路網の整備

国道及び県道などの幹線道路については、緊急物資の輸送路及び避難路として重要な路線であることから、道路改良、道路法面保護、橋梁取付部強化による落橋防止等を推進します。

各地域においては、避難場所・避難所までの避難経路の確認を行うとともに、迅速で安全な避難が可能となるよう、避難経路の閉塞防止に向けた取組を検討・推進します。

また、中山間地の道路については、その寸断によって集落が孤立する可能性が高いことから、代替路線のない道路に対する優先的な予防対策の実施を進めます。

(4) 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりの推進

① 公共施設への自然エネルギー導入の推進

地下水による冷熱空調を導入した文化交流館「なちゅら」の実績も活かしながら、主要な公共施設を中心に、豊かな自然を活かした自然エネルギー（太陽光、小水力、雪冷熱、未利用バイオマス、木質バイオマス等）の導入・活用を進めます。

② 住宅等におけるゼロエネルギー化の推進

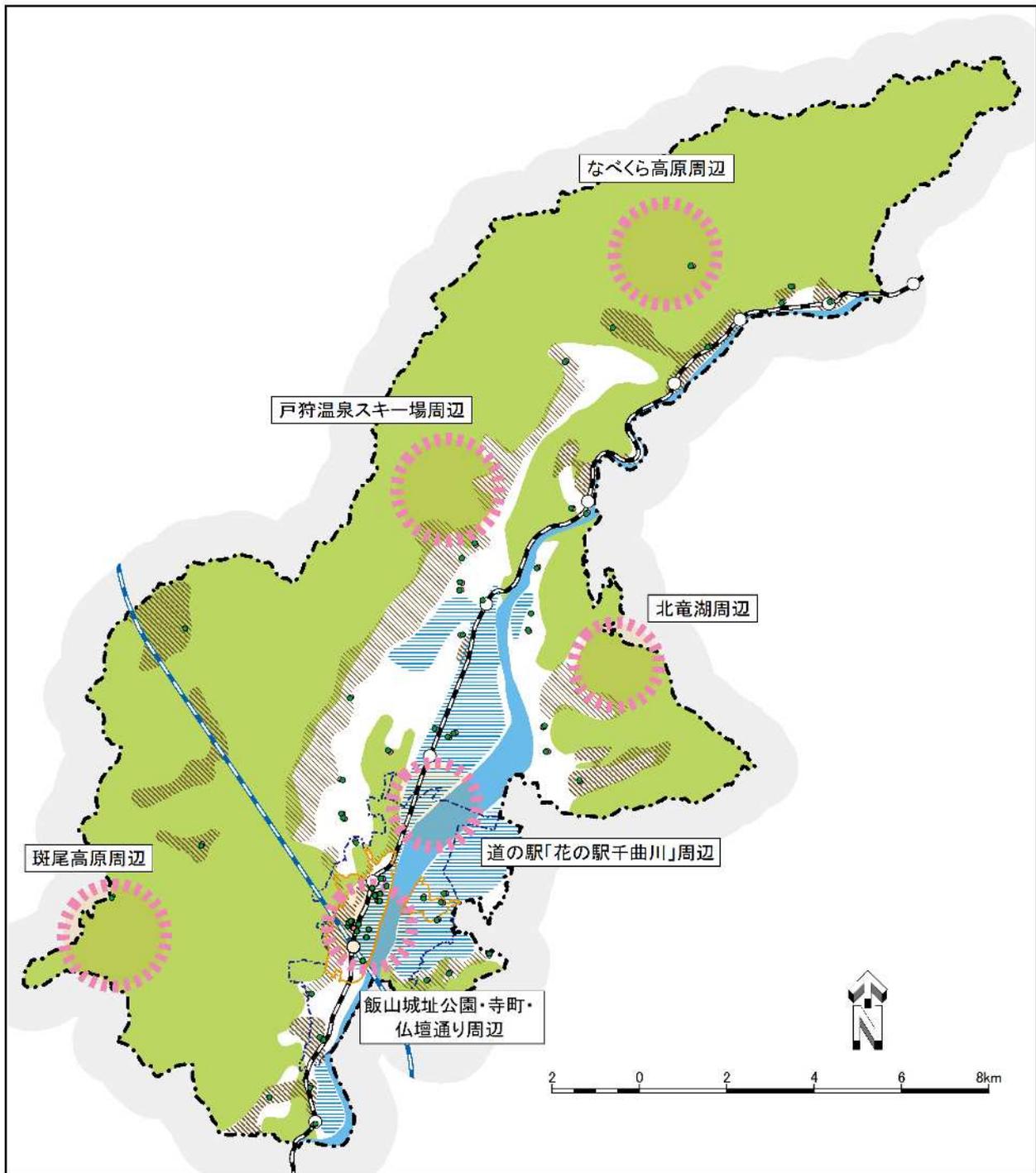
各家庭から排出される CO₂ 排出量を削減するため、断熱性・遮熱性が高い省エネルギー住宅に加え、自然エネルギーを取り入れた自立型のゼロ・エネルギー・ハウスの普及を図ります。

③ 移動手段における脱ガソリン化の推進

ガソリン車の 2030 年代新車販売禁止目標も踏まえつつ、市内の主な移動手段である自家用車、バス、タクシー等の車両についても、電気自動車や水素自動車等への転換を促進します。

また、自動車を使わなくても移動できるよう、自転車や歩行者にとって安全で快適な環境整備を進めます。

図 2-10 自然環境及び自然災害との共生方針図



【 凡 例 】

保全すべき自然環境

- 山地
- 河川

- 観光拠点

想定される災害リスク

- 土砂災害（急傾斜地、地滑り、土石流）
- 洪水浸水想定区域（2.0m以上）

- 指定緊急避難場所
- 指定避難所

- 行政区域
- 都市計画区域
- 用途地域界

4-4. 歴史と文化に誇りを感じられるまちづくり

(1) 飯山らしさを伝える歴史・文化景観の保全・創出

① 歴史的まち並みの整備・保全

中心市街地に残る歴史的なまち並みのうち、本市の資源またはシンボルとして保全・活用すべき歴史的まち並みについては、地域住民等との合意形成を図りつつ、景観計画に基づく風景づくり推進地区の指定も検討します。

特に、飯山城址公園、寺町、仏壇通りなど、城下町の歴史を残すまち並みについては、周辺の店舗や住宅等における景観への配慮も含めて伝統的な風致の保全・継承に努めます。

② 歴史的文化財を活用した観光地づくり

飯山駅から歴史的まち並みへとつながる主な通りについては、商業地としての賑わいと来訪者へのもてなしを感じられるような風景の演出を目指すと同時に、点在する観光資源や店舗などを回遊して楽しめるまちづくりを目指します。

瑞穂地区の「小菅の里」においては、より多くの観光客を呼び込めるよう、小菅神社へ向かう道沿いに形成された、歴史的な雰囲気のある家並みとその連続性の保全に努めます。

その他、各地域に形成されている歴史的・伝統的な風景を残す集落についても、点在する歴史的資源を活用しながら、連続性や一体性を持った歴史的空間づくりを進めます。

(2) ふるさを感じさせる自然景観の保全・創出

① 里山や河川の眺望の保全

市街地から眺められる千曲川や丘陵地・里山などの自然景観は、ふるさを感じさせる本市の重要な財産であることから、市街地や集落地も含めて一体的に良好な風景づくりに努めます。

特に、市街地や集落地においては、これら眺望を阻害することがないように、建築物や工作物に対する適正な規制・誘導を図ります。

その他、各地域の集落地においても、広がりのある田園風景、それを取り巻く豊かな山並みなどと調和した、ふるさとの原風景ともいえる田園風景の維持に努めます。

② 周囲の自然と調和する都市景観の形成

市街地においては、景観計画に基づく建築物等の規制・誘導に努めるほか、地域住民等との合意形成を図りながら、美しい都市景観の形成に向けた地域のルールづくりを働きかけていきます。

多くの人々が行き交う幹線道路については、屋外広告物等の規制だけでなく、シンボルとなるような高木の適正な配置などにより、背景の山並みや周囲の自然環境と調和した、うるおいのある風景づくりを目指します。

(3) 質の高いおもてなし空間の形成

① 飯山駅周辺におけるにぎわいづくり

飯山駅周辺では、文化交流館、飯山市美術館、飯山市ふるさと館などの文化施設を積極的に活用するほか、駅前広場の待合空間や休憩スペースも活用して、より多くの人々でにぎわう駅前空間づくりを目指します。

また、既存の商業施設の維持に加え、公有地や低未利用地を活用した商業施設・宿泊施設等の立地誘導により、市内外から多くの人々を呼び込むための機能集積を進めます。

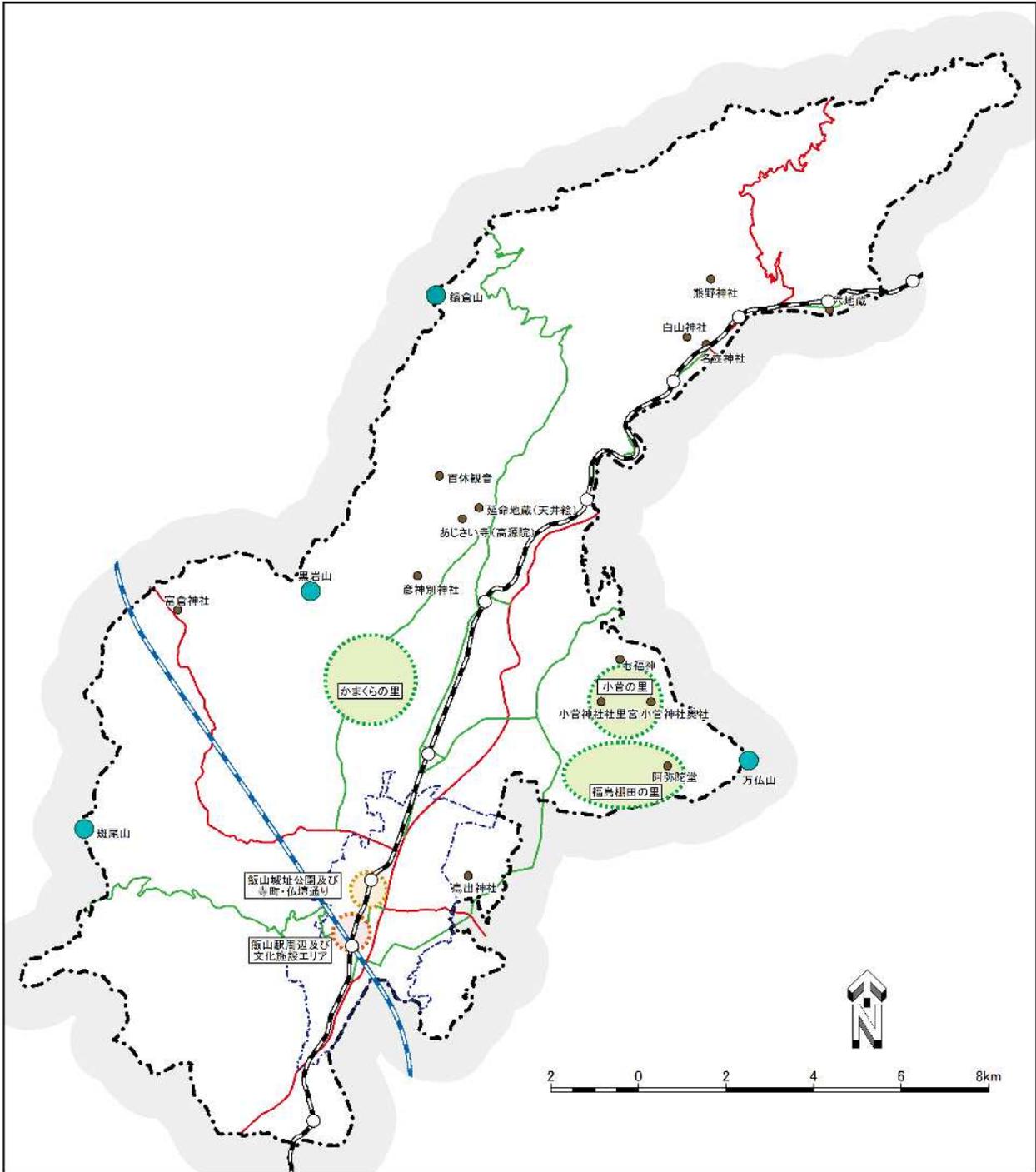
なお、にぎわい創出に加えて、良好な居住環境の形成・保全、きめ細かい土地利用ルールの適用などが必要な場合は、地域住民等との合意形成を図りながら、地区計画等に基づくまち並みの形成も検討します。

② 観光客や来訪者が回遊する仕組みづくり

飯山駅周辺、商業業務地、歴史的まち並み、さらに道の駅など、市内外からの来訪者をもてなす空間づくりをそれぞれ進める一方で、これらを結ぶ回遊・散策ルートの設定・充実を行います。

これら回遊・散策ルートについては、ふるさとの景観、歴史的景観にも配慮したデザインを取り入れるほか、歩道空間の確保、バリアフリー化など、観光客や来訪者が安心して楽しく散策できる環境づくりに努めます。

図 2-11 歴史と文化のまちづくり方針図



【 凡 例 】

歴史・文化資産

- 主な歴史資産
- シンボルとなる山頂

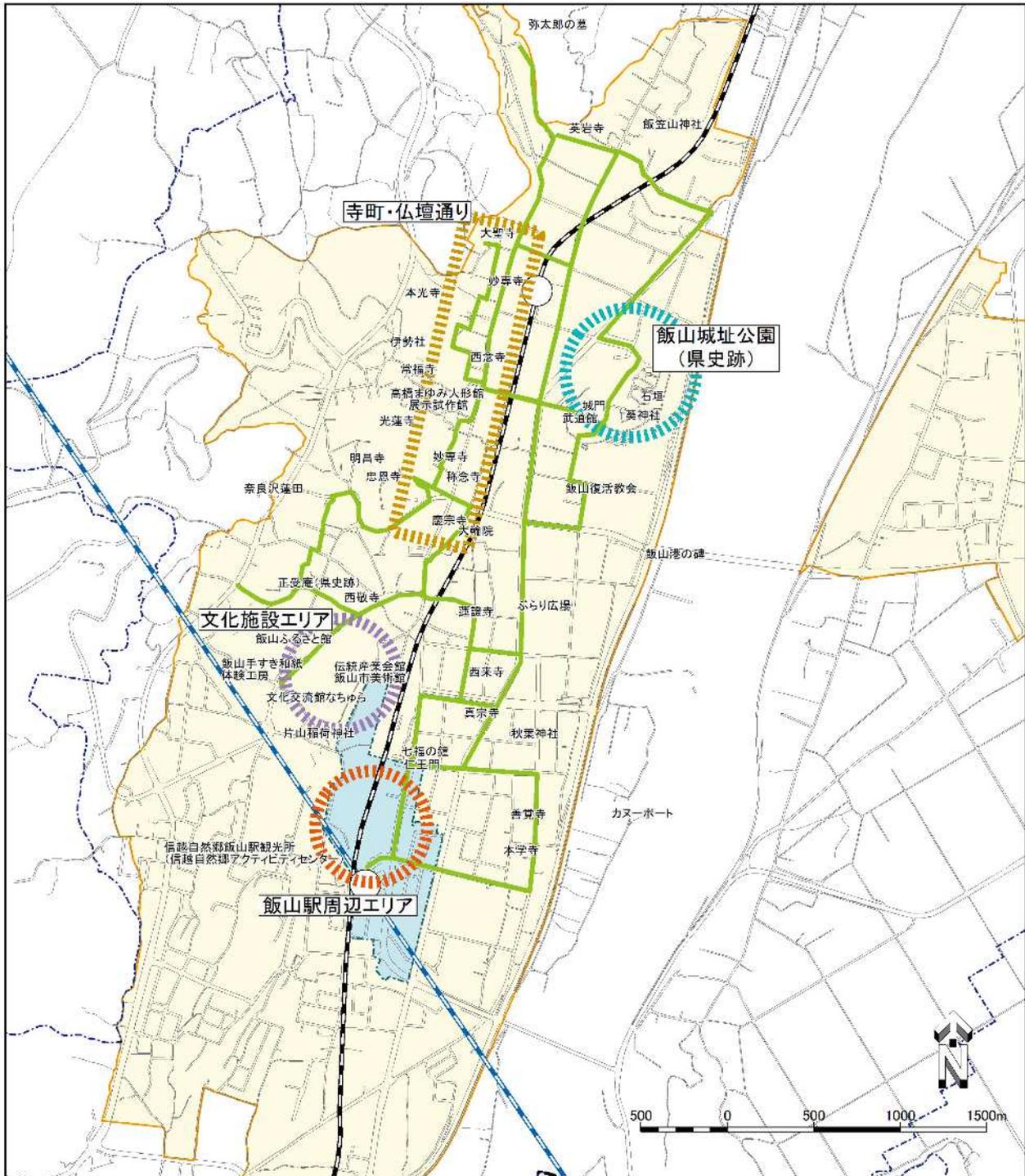
歴史・文化が集積するエリア

- 飯山駅周辺及び文化施設エリア
- 飯山城址公園及び寺町・仏壇通り
- 福島棚田の里、小菅の里、かまくらの里

- JR (新幹線)
- JR (在来線)
- 国道
- 主要地方道・県道

- 行政区域
- 都市計画区域

図 2-12 歴史と文化のまちづくり方針図（市街地内）



【 凡 例 】

歴史・文化資産

- 歴史資産
- 文化・観光施設
- 自然レクリエーション施設

歴史・文化が集積するエリア

- 飯山駅周辺エリア
- 文化施設周辺エリア
- 寺町・仏壇通り
- 飯山城址公園（県史跡）

回遊ルート

- 歩行者ネットワーク
- 行政区域
- 都市計画区域
- 用途地域界
- 地区計画区域

4-5. 人と人、地域と地域が支え合うまちづくり

(1) 新幹線駅を核とした広域ネットワークの強化

① 北陸新幹線のさらなる活用

首都圏方面だけでなく、今後は関西圏をはじめ全国からの観光客等呼び込むため、北陸新幹線の金沢～大阪間の早期整備について要望を続けます。

また、飯山駅を起点とする広域観光ルートの設定など、北陸新幹線利用客の増加を目指す様々な取組に対して積極的な支援・連携を行います。

② 北陸新幹線飯山駅周辺の機能向上

北陸新幹線飯山駅は、周辺の都市圏と北信地域全体を結ぶ交通結節点であることから、新幹線から在来線、さらに周辺地域へと連絡するバス等への乗換利便性の向上を図るほか、駐車場及び駐輪場の利用促進を図ります。

また、飯山駅周辺における観光案内機能・待合機能・宿泊機能等の充実により、単なる乗換のための結節点から、滞在や憩いも含めた交流拠点としての機能向上に努めます。

(2) 地域間を結ぶネットワークの強化

① 幹線道路ネットワークの充実・強化

国道117号、国道292号、国道403号、及び3・4・4中央通り線[※]については、本市と周辺都市を結ぶ主要幹線道路と位置づけ、これら広域的な道路ネットワークを骨格として市内の道路体系を構築します。

このうち、国道117号と3・4・4中央通り線[※]については、上信越自動車道と関越自動車道を結ぶ広域的な道路でもあることから、広域交通機能の向上に向けて、道路改良や渋滞箇所の交通容量の拡大等を要望します。また、国道292号、国道403号についても、交通機能の向上に向けた道路改良等を要望します。

その他の主要地方道路・県道については、主要幹線道路を補完する幹線道路として位置づけ、安全に走行できる交通環境のために、拡幅整備、線形改良、歩道整備、交通安全施設整備等を要望します。

② 歩行者・自転車のための道づくり

観光客や来訪者が回遊するルートについては、ポケットパークやまちかど広場を機能的に配置するなど、楽しく歩ける歩行空間づくりに努めます。

また、小中学校の通学路、文化施設や福祉施設の周辺では、安全に通行できる歩行空間の整備、冬季の除雪の強化、バリアフリー化などを進めます。

さらに、市内に分布する歴史資源や観光資源等を回遊するサイクルコースを設定し、レンタサイクルや休憩施設の充実、サイクルコースの案内性向上等により、安全で快適に走行できる環境づくりに努めます。

【3・4・4中央通り線】

米黒（北畑）を起点とし終点の祭神坂（北町）までの延長2,350mの都市計画道路。3・4・4は都市計画道路の番号。

(3) 地域・住民が主体となったまちづくりの拡大

① 地域の創意工夫によるまちづくり

地域コミュニティの維持、定住・移住の促進、地域の振興・活性化、さらに、住民が主体となった道路や公園広場の整備など、地域住民が主体となったまちづくり活動の支援を図ります。

また、住民相互の共助、行政との協働に向け、まちづくり活動の拠点となるコミュニティ施設や公民館等の集会施設の整備を支援します。

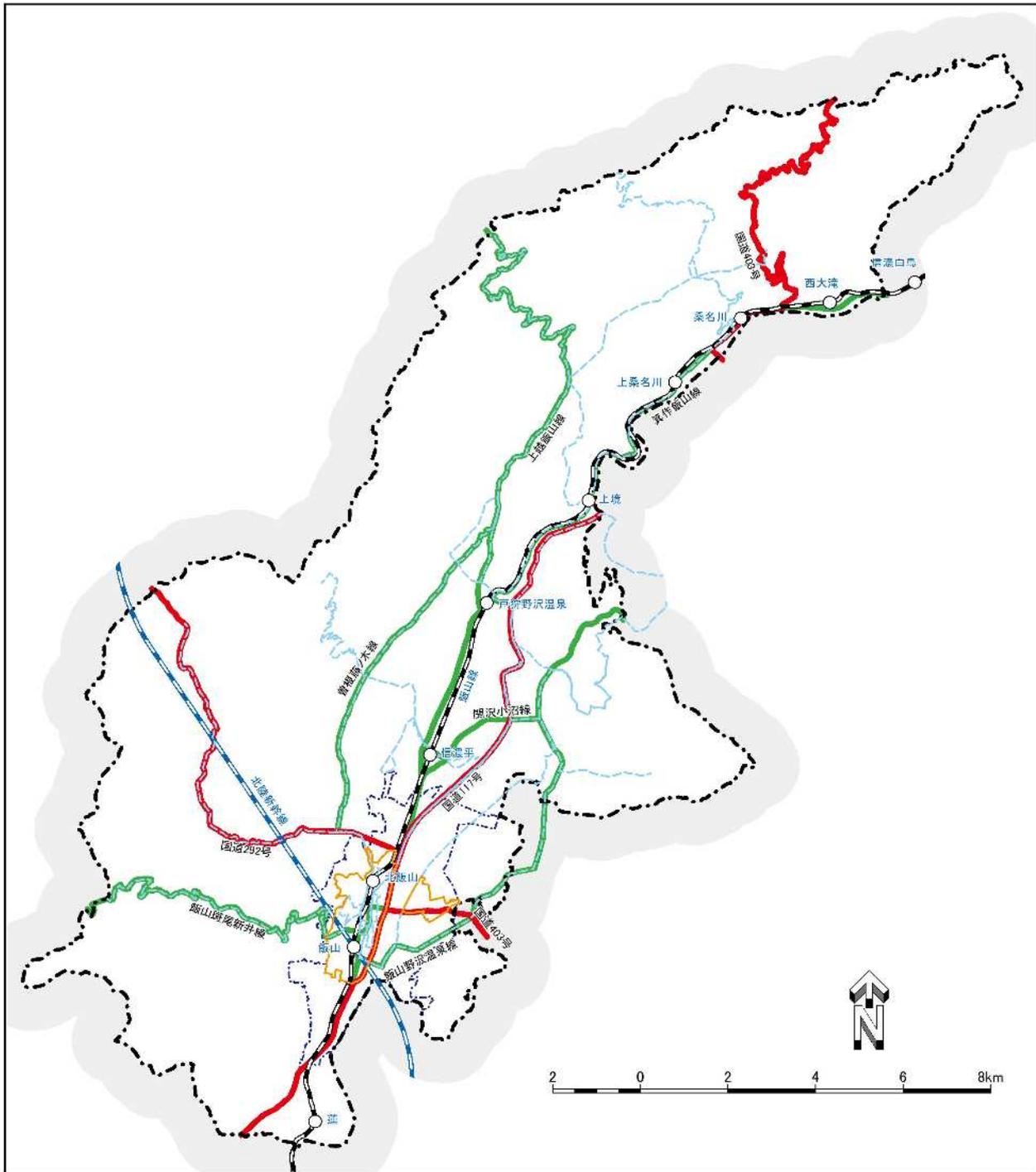
② 住民が支え合うまちづくり

自治会等の自治組織や、NPO・ボランティア等の団体の育成・支援を通じ、高齢者の買い物や通院・介護等に関して地域で支えあえる環境づくりを進めます。

また、消防団や自主防災会等の体制強化、活動拠点の確保、資器材の充実等により、各地域の防災体制の充実を図ります。

さらに、これまで各地域で取り組んできた伝統行事やイベントの開催、農業や観光等の地域振興についても、周辺地域からの応援や地域おこし協力隊による支援などを受けながら継続できるよう、地域間・住民間のつながりを強化する仕組みづくりを進めます。

図 2-13 ネットワーク形成方針図



【 凡 例 】

ネットワーク

鉄道

- JR (新幹線)
- JR (在来線)

自動車

- 国道
- 主要地方道・県道

自転車

- サイクルコース

- 行政区域
- 都市計画区域
- 用途地域界

